

令和8年6月12日

各位

ウリ信用組合

代表理事 高橋堅一（金堅一）

当組合に対する行政処分について

本日、当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づき、金融庁より、下記内容の行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けました。

このような事態に至りましたことを重く受け止めるとともに、組合員の皆さま及び地域の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつき、役職員一同、心よりお詫び申し上げます。

今般明らかとなりました各事案は、いずれも当組合の経営管理態勢と法令等遵守態勢の双方が、長年にわたって機能不全に陥っていたことを示すものにほかなりません。地域社会の信用を最大の拠りどころとし、高い法令等遵守の意識をもって経営にあたるべき金融機関でありながら、皆さまの信頼を著しく損なう結果を招いてしまったことにつき、役職員一同、改めて深く反省し、お詫び申し上げます。

当組合は、今回の行政処分を重く、厳粛に受け止め、今後、同様の事態を決して繰り返すことのないよう、まずは経営管理態勢を一から再構築し、高次の法令等遵守態勢を整えてまいります。

また、外部専門家による各種研修等を通じて役職員の抜本的な意識改革を行うことに加え、内部管理態勢の改善・充実・強化に、不断に努めてまいります。

さらに、今後、外部の弁護士から構成される第三者委員会を立ち上げ、本事案についての徹底した原因究明と再発防止策の検討を行うとともに、旧・現経営陣に対する民事上、刑事上の責任についても検討のうえ、厳正に対処してまいります。

記

1 行政処分の内容

(1) 健全かつ適切な業務運営を確保し、組合員等の信頼を回復するため、以下の観点から、経営管理態勢・法令等遵守態勢等を確立・強化すること

① 不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽及び当局に対する虚偽報告や検査忌避等に該当する行為に関する経営責任の明確化（責任追及を含む。）

② 当局による検査や報告徴求命令に対する不適切な対応の再発防止を確保し、適

切な受検・報告態勢を確立すること

- ③ 当組合の全役職員が法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身につけ、健全な企業風土を醸成するため、全ての役職員に対して少なくとも一定期間通常業務から完全に離れて、研修を行うこと
 - ④ このため、本年7月14日（火）から8月13日（木）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、当組合において命令発出前に借入の申込みを受けている者、預入の申込みを受けている者を除く。）に対する貸付け及び預金の受入れを停止すること
 - ⑤ 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（第三者により検証する態勢の整備を含む）
 - ⑥ 内部管理態勢の確立（信用リスク管理態勢及び預金管理態勢の確立）
 - ⑦ 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保
- (2) 一連の不祥事件について、更なる事実関係の精査及び真相究明を徹底して行うこと
 - (3) 上記(1)①に関する業務改善計画については、令和8年6月19日（金）まで、また、上記(1)②から⑦及び(2)に関する業務改善計画書（具体策及び実施時期を明記したもの）については、令和8年7月13日（月）までに提出し、直ちに実行すること
 - (4) 上記(3)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月末までに報告すること（初回報告基準日を令和8年9月末日とする。）

2 処分の理由

当局による立ち入り検査の結果や協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき求めた報告を検証したところ、経営管理態勢・法令等遵守態勢等について、以下のような重大な問題点が認められた。

- (1) 過去、元役員による多額の顧客預金着服等の不祥事件が発生していたほか、その他職員による4件の不祥事件が発生していたにもかかわらず、経営陣主導で長期にわたって当局に事実を隠蔽していたことが判明したこと
- (2) 従前より、多額の架空名義及び借名預金を受け入れており、それについて、過去に当局より発出した報告徴求命令に対して対象の一部を除外して報告を行っていたことが判明したこと
- (3) その他、大口信用供与等規制・組合員制度を潜脱した不適切な業務執行を行っていたほか、犯罪収益移転防止法等に基づく取引時確認が適切に実施されておらず、これらの行為に対する牽制・監視機能が組織全体として機能していないことが確認されたこと
- (4) 今般の検査において、上記について発覚を回避することを目的として、多数の役職

員による検査忌避等に該当する行為（関連資料の廃棄及び隠匿並びに検査官に対する虚偽の答弁等）が確認されたこと

3 行政処分を踏まえた今後の対応

(1) 経営責任の明確化

今回の処分を踏まえ、理事長は、令和8年6月12日付で辞任いたしました。

また、本処分に関係した役員については、本年6月開催予定の通常総代会にて退任する予定です。

(2) 第三者委員会の設置

今般の当局検査で判明した法令違反等について、今後の調査の客観性・中立性を確保するため、当組合と利害関係のない弁護士による第三者委員会を設置し、経営管理態勢や法令等遵守態勢が有効に機能しなかった要因分析等の調査及びその結果に基づいた再発防止策のための提言を依頼することといたします。また、旧・現経営陣に対する経営責任についても、第三者委員会により更なる調査・検討を行い、役員報酬・退職金の返納を含めた民事上、刑事上の責任追及を検討してまいります。

(3) 改善に向けた施策等

法令等に精通している外部人材を役員に招聘するなどの改善・対策を講じることによって、理事の法令等遵守意識の向上や相互牽制機能を強化し、役員体制刷新による経営管理態勢の強化に努めるとともに、かかる行動を全役職員へ着実に徹底してまいります。

また、行政処分の趣旨を踏まえ、主体的な業務改善計画の策定、業務全般における課題や問題点の検証や抜本的な管理態勢の改善を図っていくとともに、新たな組織文化の醸成・浸透に向けた取組みを講じてまいります。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

総務部 電話 011-218-3000

受付時間 平日午前9時～午後5時